法第１３条及び省令第４条に基づく書面

（建築物に係る新築工事等{新築・増築・修繕・模様替え}の場合）

1．分別解体等の方法

工程ごとの作業内容及び解体方法	工　　程	作　業　内　容	分別解体等の方法
	①造成等	造成等の工事 □有　　□無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	②基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの工事 □有　　□無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	③上部構造部分・外装	上部構造部分・外装の工事 □有　　□無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	④建築設備・内装等	建築設備・内装等の工事 □有　　□無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	⑤その他 （　　）	その他の工事 □有　　□無	□手作業 □手作業・機械作業の併用

2．解体工事に要する費用（直接工事費）　　円(税込)

（注）・受注者の見積金額とする。
　　・取壊費用、積込作業の費用とする。

3．再資源化等をするための施設の名称及び所在地　　別紙のとおり

4．再資源化等に要する費用(直接工事費)　　円(税込)

（注）・受注者の見積金額とする。
　　・運搬費を含む。

法第１３条及び省令第４条に基づく書面

（建築物に係る解体工事の場合）

1．分別解体等の方法

工程ごとの作業内容及び解体方法	工　　程	作　業　内　容	分別解体等の方法
	①建築設備・内装材等	建築設備・内装材等の取り外し □有　　□無	□手作業 □手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由（　　）
	②屋根ふき材	屋根ふき材の取り外し □有　　□無	□手作業 □手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由（　　）
	③外装材・上部構造部分	外装材・上部構造部分の取り壊し □有　　□無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	④基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの取り壊し □有　　□無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	⑤その他 （　　）	その他の取り壊し □有　　□無	□手作業 □手作業・機械作業の併用

2．解体工事に要する費用（直接工事費）　　円(税込)

（注）・受注者の見積金額とする。
　　・取壊費用、積込作業の費用とする。

3．再資源化等をするための施設の名称及び所在地　　別紙のとおり

4．再資源化等に要する費用(直接工事費)　　円(税込)

（注）・受注者の見積金額とする。
　　・運搬費を含む。

法第１３条及び省令第４条に基づく書面

（建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等（土木工事等）の場合）

1．分別解体等の方法

工程ごとの作業内容及び解体方法	工　　程	作　業　内　容	分別解体等の方法 （解体工事のみ）
	①仮設	仮設工事 □有　　□無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	②土工	土工事 □有　　□無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事 □有　　□無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 □有　　□無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 □有　　□無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	⑥その他 （　　）	その他の工事 □有　　□無	□手作業 □手作業・機械作業の併用

2．解体工事に要する費用　　円(税込)
　（受注者の見積金額）
（注）解体工事の場合のみ記載する。

3．再資源化等をするための施設の名称及び所在地　　別紙のとおり

4．特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用　　円(税込)

別　紙

（書き切れない場合は別紙に記載）

特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所在地

※受注者が選択した施設を記載。
※特定建設資材廃棄の種類は、「コンクリート」「コンクリート及び鉄から成る建設資材」「木材」「アスファルト・コンクリート」の４種類から選択して記入。

入札参加者の方へ

建設リサイクル法施行に伴い、法第13条及び省令第4条に基づき、工事請負契約書に下記の①から④の4項目について、明記することになっておりますので、入札価格積算に当たり、見積を行っておいてください。

※見積項目
①分別解体の方法
②解体工事に要する費用
③再資源化等をするための施設の名称及び所在地
④再資源化等に要する費用

項目	受注者側が見積を行う内容
① 分別解体の方法	□ 手作業 □ 機械併用の作業 いすれかの方法をチェックする（1参照）
② 解体工事に要する費用	2を参考に見積を作成する 対象工事費 ・構造物の取壊費用 ・現場から搬出するための積み込作み業の費用 全ての建設資材の品目の合計の費用 ＿＿＿＿＿円 直接工事費（税抜き）
③ 再資源化等の施設名称	実際に再資源化の処理を考えている施設 ・該当する特定建設資材の品目毎の処理を受け入れる施設の名称 ・複数でも可
④ 再資源化等の費用	4を参考に見積を作成する 対象工事費 ・再資源化に要する費用 ・廃棄物の運搬費用 該当する特定建設資材の品目の合計の費用 ＿＿＿＿＿円 直接工事費（税抜き）
備　考	建設リサイクル法に定める特定建設資材は下記4品目 ・コンクリート ・コンクリート及び鉄から成る建設資材 ・アスファルト ・木材 この4品目を廃棄物として処分する時は、建設リサイクル方により、分別解体・再資源化等が義務付けられている。 請負工事契約金額が500万円以上（税込）の工事が対象となる。

1．分別解体等の方法（該当する□にチェックする）

工程ごとの作業内容及び解体方法	工　　程	作　業　内　容 （工事の有無）	分別解体等の方法 （解体工事がある場合チェック）
	①仮設	仮設工事 □有　　□無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	②土工	土工事 □有　　□無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事 □有　　□無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 □有　　□無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 □有　　□無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	⑥その他 （　　）	その他の工事 □有　　□無	□手作業 □手作業・機械作業の併用

2．解体工事に要する費用（解体工事がある場合に記載する、ない場合は該当なし）

分別解体に要する費用　　□あり　　□なし

品　目	数　量 （t、m3）	単　価 （円／t、m3）	工　事　費 （円）
			①
			②
			③
			④
			⑤

積み込みに要する費用　　□あり　　□なし

品　目	数　量 （t、m3）	単　価 （円／t、m3）	工　事　費 （円）
			⑥
			⑦
			⑧
			⑨
			⑩

上記の①～⑩額の合計が解体工事に要する費用となる。

3. 再資源化をするための施設の名称及び所在地（複数でも可）

品　　目	施　設　の　名　称	所　　在　　地

複数の施設において処理を行う場合は、上記と同様に作成すればよい。

4. 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用

再資源化等に要する費用

品　　目	数　量 （t、m3）	単　価 （円／t、m3）	工　事　費 （円）
コンクリート			①
コンクリート及び鉄からなる建設資材			②
アスファルト			③
木材			④

運搬に要する費用

品　　目	数　量 （t、m3）	単　価 （円／t、m3）	工　事　費 （円）	備考（運搬距離等）km
コンクリート			⑤	
コンクリート及び鉄からなる建設資材			⑥	
アスファルト			⑦	
木材			⑧	

上記の①～⑧額の合計が解体工事に要する費用となる。
複数の施設において処理を行う場合は、上記と同様に作成すればよい。

5. その他

この見積は、建設リサイクル法第13条及び省令第4条に基づき、請負工事契約に際し、発注者と受注業者が説明・協議を行い、分別解体・再資源化について適切に実施を行うことを双方確認するために必要であるため、4項目について書面での確認を行うものである。